

11



チリリン・タイム 指導者解説



指導を受ける対象者の年齢、理解度などに
応じた内容でご指導をお願いします。

○今月の指導内容

「走行上の注意」

○目標

自転車で走行する際に注意しなければ、危険であることを理解させる。

○指導過程

段階	流れ	指導上の留意点
導入	質問	自転車に乗るときにはいけない乗り方を1～2人に質問する。
展開	自転車乗車時の心得	自転車に乗っているときに、携帯電話を操作をしたり、イヤホン等をしていると、周囲に対する注意がおろそかになり、他人に迷惑をかけるだけではなく、自分や他人を傷つけるおそれがあることを理解させる。 その他にも、自転車に乗るときにはいけないこととはどのようなことがあり、そのようなことをすると、どのような危険があるか指導する。 ルールを無視して自分が自転車で交通事故を起こせば、責任を問われることもあることを理解させる。
まとめ		基本的な交通ルール等を習得することにより、安全に乗車できるよう指導する。

○指導内容・指導上の留意点

指導目標	指導対象	指導内容
自転車で走行するときのルールを理解させる	小学生・中学生 高校生	<p>【走行上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりして片手運転をすることや、ヘッドフォンの使用などによる外の音が十分に聞こえない状態での運転はやめましょう。運転が不安定になり、周囲の交通の状況への注意がおろそかになり大変危険ですので、しないように指導しましょう。 その他にも ブレーキ等の部品が故障している場合は、乗ってはいけません。必ず修理してから乗るようにしましょう。 夜間や暗いところでライトをつけずに走行してはいけません。 ライトの点灯は、前方の安全を確認するだけでなく、自動車の運転者や歩行者などに自転車の存在を知らせるものでもあります。 交差点や踏切の手前などで停止している車や、ゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間をぬって前へ出たりしてはいけません。 他の自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけません。しかし、普通自転車は「並進可」の標識のあるところでは、2台まで並んで走ることができます。 警音器(ベル)は、歩道などでみだりにならしてはいけません。 「警音区間」の標識がある区間内の見通しのきかない交差点などを通行するときや、危険を防止するためやむを得ないときのみを使用しましょう。 物を肩にかけて走るのはやめましょう。走行中に体の前面にまわってくるなどして、安全運転を妨げるおそれがあります。 また、体格に合わない自転車に乗らないようにすること、二人乗り等の危険な乗り方をしないようにすること、自転車に荷物を積む場合は、視野を妨げたり、自転車の安定が悪くなったりするような積み方をしないようにすることを指導しましょう。
		<p>「自転車運転者講習」受講義務の対象になる危険行為の1つ 安全運転義務違反 ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、また他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為 ※ 携帯電話の通話や操作をしながらの運転や傘を差しながらの運転で事故を起こった場合も、安全運転義務違反になることがあります。</p>

